

鹿児島県助成金・支援金・助成金

・鹿児島市家賃支援金(鹿児島市)

対象：次の1～5の全てに該当していること

- 1.国「事業復活支援金（外部サイトヘリンク）」の給付決定を受けていること
- 2.自らの事業のために鹿児島市内にある他人の土地・建物を直接占有し、使用・収益をしていることとの対価として、地代・家賃（以下、賃料）の支払いを行っていること
- 3.今後も事業を継続する意思があること
- 4.今回の本支援金の交付を受けていないこと
- 5.申請者等は暴力団等に関与していないこと

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/san-shien/2021yachin.html>(鹿児島市HP)

・小規模事業者持続化支援補助金(薩摩川内市)

対象：1～4の要件全てに該当すること。

- 1.補助対象事業を実施し、令和3年4月1日から令和5年2月28日までに国補助金の交付確定通知を受けたものであること。
- 2.本市の区域内で事業を営んでおり、かつ、補助金交付後も引き続き本市の区域内で事業を継続する意志があること。
- 3.市税等の滞納がないこと。
- 4.暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有するものでないこと。

<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/www/contents/1641449189682/index.html>(薩摩川内市HP)

・事業回復支援金(薩摩川内市)

対象：次のすべての要件を満たすこととします。

- ・国支援金を受給した者であること。
- ・令和3年10月31日以前から、本市の区域内で事業を営んでおり、かつ、

支援金交付後も引き続き本市の区域内で事業を継続する意思があること。

・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有するものでないこと。

<https://www.city.satsumasendai.lg.jp/www/contents/1643863795433/index.html>(薩摩川内市 HP)